

## 市議会におけるオンライン会議導入に係る検証結果

### 1. 検証に至った経緯

議会改革の一環として、重大な感染症のまん延の危険があるときや、大規模災害時等において、委員会へ参集できない場合に備え、オンライン会議の導入を目指すものとして、令和5年11月7日開催の議会運営委員会において承認を得、議会だより編集特別委員会で検証を行うこととした。

### 2. 検証事項

- ①オンライン会議を導入するための環境等に関すること
- ②オンライン会議を導入する範囲等に関すること

### 3. 検証期日

全4回

- ・令和6年1月19日（金） 第1委員会室
- ・令和6年1月29日（月） 第1委員会室
- ・令和6年4月19日（金） 第1委員会室
- ・令和6年4月26日（金） 第1委員会室

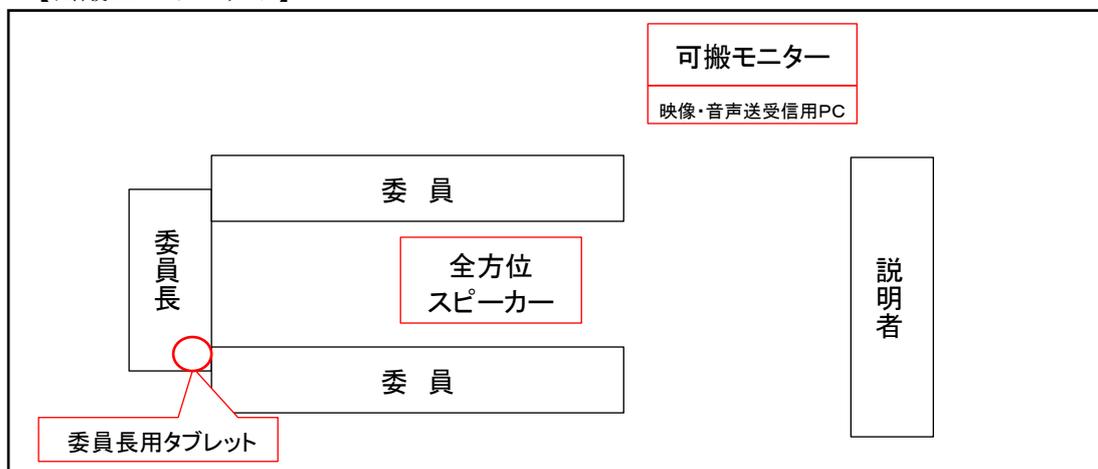
### 4. 検証結果

- ①オンライン会議を導入するための環境等に関すること

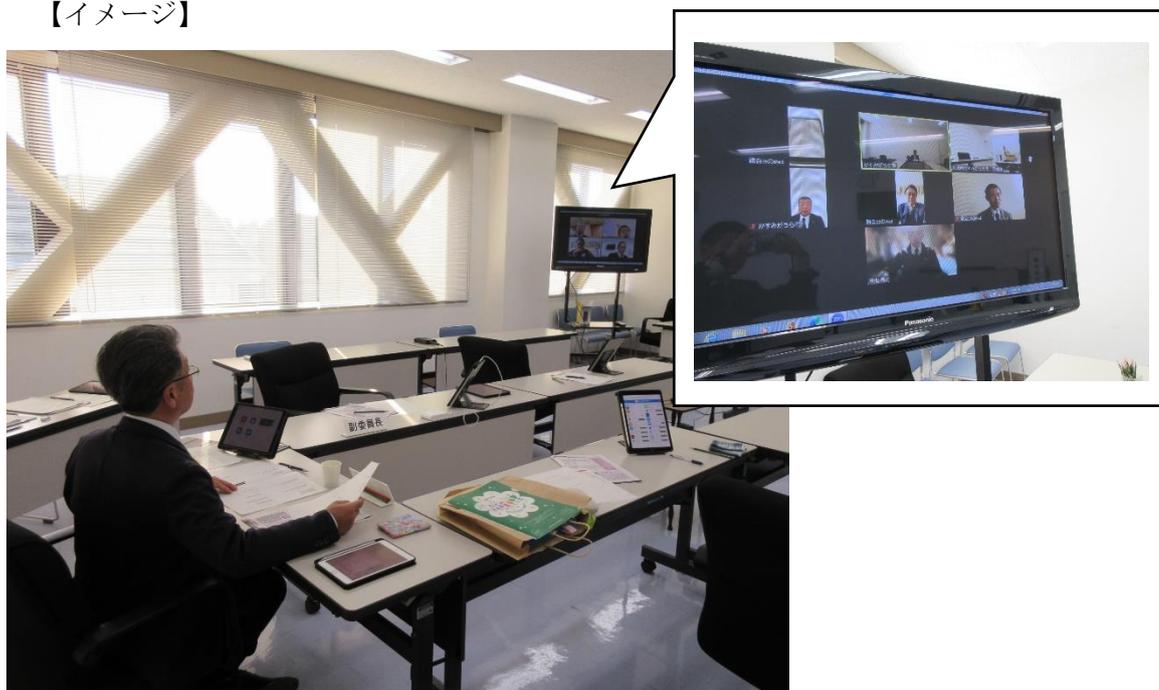
#### ○設備配置について

検証の結果、オンライン会議システム『Zoom』を用い、以下のレイアウトにて開催が可能であることを確認した。

#### 【会議室レイアウト】



【イメージ】



○オンライン会議参加方法について

議員がオンラインによる方法で会議へ参加する場合、必要な手順は以下のとおり。

1. 議会総務課を通し、事前に委員長へオンライン参加する旨を申し出る。
2. 会議当日（開議前）、オンライン参加議員へ議会総務課からオンライン参加パスワードと会議資料が送付される。（サイボウズガルーンのメッセージ機能を使用）
3. 開議までに Zoom を起動し、パスワードを入力しオンライン会議に参加する。



## ②オンライン会議を導入する範囲等に関すること

どのような場合にオンライン会議を認めるかについては、以下のとおり。

### ○本会議と委員会について

委員会においてオンラインによる出席を認めるものとし、本会議ではオンラインによる出席は認めないものとする。

#### 【考え方】

新型コロナウイルス感染症に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法について、総務省通知では、例規と環境を整備した上で委員会のオンラインによる開催は差し支えないとあった。一方、本会議の「出席」については、地方自治法上「現に議場にいること」と解されていることから、本会議においては実際にその身が議場にあることを前提とし、オンラインによる出席は認めないこととする。

### ○オンライン出席の要件について

委員会においてオンラインによる出席が認められる要件は、

- ・ 重大な感染症のまん延時
- ・ 大規模災害の発生時

以上2つの状況下で委員会室への参集が困難と判断される場合とする。

#### 【考え方】

当初、地方議会においてオンライン会議が可能とされたきっかけは、新型コロナウイルス感染症まん延に伴う緊急事態宣言（不要不急の外出自粛）下で、議会の委員会の開催方法について総務省に問い合わせがあったことによる。そこから、同様に参集が困難な場合として、多くの自治体で大規模災害時が要件に加わった。

なお、一部自治体において「育児・介護」や「その他」の事由を認めている例があるが、育児・介護は会議規則において欠席要件となっていること、要介護者等が会議を見聞きしてしまう可能性があることから、現状では対象としないこととする。

## 5. 結論

本市議会委員会において、オンラインによる参加を導入することが可能であり、その環境を準備できることを検証した。今後においては、総務省通知にあるとおり、本検証内容を踏まえて委員会条例および必要な要領等を整理すべきであると考えます。